

改正 平成17年3月29日条例第27号 平成17年12月27日条例第104号
平成20年7月22日条例第32号 平成21年12月28日条例第92号
平成22年3月30日条例第14号 平成26年3月25日条例第7号
平成31年3月22日条例第18号

神奈川県立相模湖交流センター条例をここに公布する。

神奈川県立相模湖交流センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、神奈川県立相模湖交流センターの設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 水源地域の自然の保全及び活性化を図り、併せて県民に水源地域の自然とのふれあい及び多様な交流活動の場を提供するための施設として、神奈川県立相模湖交流センター（以下「センター」という。）を相模原市緑区与瀬259番地の1に設置する。

一部改正〔平成17年条例104号・22年14号〕

(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (2) センターの利用の承認及び利用承認の取消し等に関する業務
- (3) センターの利用の促進に関する業務

追加〔平成17年条例27号〕

(指定管理者の指定の申請)

第4条 指定管理者の指定を受けようとする者は、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書を、知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法人の定款又はこれに準ずる書類及び登記事項証明書
- (2) 知事が指定する事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他法人の事業及び経営の状況を明らかにする書類
- (3) 法人の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (4) 指定管理業務の実施の計画及び方法を記載した書類
- (5) 知事が指定する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (6) 指定の申請に関する法人の意思の決定を証する書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

追加〔平成17年条例27号〕、一部改正〔平成20年条例32号〕

(指定管理者の指定の基準)

第5条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準によりセンターの指定管理者として最も適切であると認めた者を指定管理者として指定する。

- (1) 住民の平等利用が確保されること。
- (2) 県内に事務所を有する法人であること。
- (3) 相模原市立相模湖記念館と連携した円滑な管理ができること。
- (4) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。
- (5) 指定管理業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
- (6) 安定した経営基盤を有していること。
- (7) 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、指定管理業務が効果的かつ効率的に行われるものであることを判断するために必要なものとして規則で定める基準

追加〔平成17年条例27号〕、一部改正〔平成17年条例104号〕

(指定管理者の指定の告示)

第6条 知事は、前条の規定により指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

追加〔平成17年条例27号〕

(管理の基準等)

第7条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

(1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。

(2) 施設等の維持管理を適切に行うこと。

(3) 相模原市立相模湖記念館と連携した円滑な管理を行うこと。

(4) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項

(2) 指定管理業務の実施に関する事項

(3) 指定管理業務の実績報告に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理業務の実施に関し必要な事項

追加〔平成17年条例27号〕、一部改正〔平成17年条例104号〕

(指定管理者の指定の取消し等)

第8条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。

(2) 第5条各号に掲げる基準を満たさなくなると認めるとき。

(3) 前条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 知事は、前項の規定により指定を取り消し、又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

追加〔平成17年条例27号〕

(休館日)

第9条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日(当該月曜日が、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に該当するときは、その翌日以降の最初の休日でない日)

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休館日を臨時に変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

追加〔平成17年条例27号〕

(開館時間)

第10条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができる。

追加〔平成17年条例27号〕

(利用の承認)

第11条 センターを利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。ただし、公開の施設等の利用については、この限りでない。

2 指定管理者は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用をさせ

ることが次の各号のいずれかに該当するときは、承認を与えないことができる。

- (1) センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

一部改正〔平成17年条例27号〕

(利用料金の納付)

第12条 前条第1項の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定める。
- 3 前項の利用料金は、前納とする。ただし、駐車場利用料金については、利用者は、当該利用が終了した後、速やかに、精算し納付しなければならない。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

全部改正〔平成21年条例92号〕

(利用料金の減免)

第13条 前条第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を得て定めた基準により、利用料金を減免することができる。

一部改正〔平成17年条例27号・21年92号〕

(利用料金の不還付)

第14条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が災害その他利用者の責めに帰することができない理由によりセンターを利用することができないと認めたときは、この限りでない。

一部改正〔平成17年条例27号・21年92号〕

(利用承認の取消し等)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第11条第1項の承認を取り消し、又は施設等の利用を中止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第11条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 施設等を利用する者が利用の条件に違反したとき。
- (4) その他指定管理者が必要と認めたとき。

追加〔平成17年条例27号〕

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、センターの管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成17年条例27号〕

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第3条から第9条までの規定は、平成12年1月1日から施行する。

(平成12年4月規則第118号で、同12年4月25日から施行)

附 則 (平成17年3月29日条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第8条の規定により管理の委託をしている神奈川県立相模湖交流センターの管理の委託並びに休館日及び開館時間については、平成18年9月1日(同日前に改正後の第5条により指定管理者の指定をした場合にあつては、当該指定の日。以下「指定等の日」という。)までの間は、なお従前の例による。
- 3 改正前の第3条、第6条及び第7条の規定は、前項の規定により管理を委託する間は、なおその効力を有する。
- 4 指定等の日以前に前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の第3条及び第7条の規定によりされた処分又は手続は、改正後の第11条及び第15条の規定によりされた処分又は手

続とみなす。

附 則（平成17年12月27日条例第104号）

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成20年7月22日条例第32号）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年12月28日条例第92号）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成22年3月規則第7号で、同22年3月26日から施行）

- 2 神奈川県立相模湖交流センター条例第5条の規定により指定管理者の指定を受けた者は、この条例の施行の日前においても、改正後の第12条第2項、第13条、別表第1及び別表第2の規定の例により、知事の承認を得ることができる。

附 則（平成22年3月30日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
（神奈川県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において相模原市内に住所を有する第3条の規定による改正前の神奈川県心身障害者扶養共済制度条例の規定に基づく神奈川県心身障害者扶養共済制度の加入者のうち、施行日以後引き続き同市内に住所を有する者については、施行日において転出したものとみなす。
（神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 この条例の施行前にした第4条の規定による改正前の神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（神奈川県立の知的障害児及び障害者支援複合施設に関する条例の一部改正）
- 4 神奈川県立の知的障害児及び障害者支援複合施設に関する条例（昭和58年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（神奈川県立の知的障害児及び障害者支援複合施設に関する条例の一部を改正する条例による改正前の神奈川県立の知的障害児及び障害者支援複合施設に関する条例の一部改正）
- 5 神奈川県立の知的障害児及び障害者支援複合施設に関する条例の一部を改正する条例（平成21年神奈川県条例第81号）附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例による改正前の神奈川県立の知的障害児及び障害者支援複合施設に関する条例の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（神奈川県立総合療育相談センター条例の一部改正）
- 6 神奈川県立総合療育相談センター条例（平成7年神奈川県条例第58号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の一部改正）

- 7 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成26年3月25日条例第7号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第52条及び第53条並びに附則第3項及び第11項の規定は公布の日から、第51条及び附則第10項の規定は同年5月1日から、第22条及び第42条並びに附則第8項の規定は同年10月1日から施行する。

（神奈川県立相模湖交流センター等の利用料金に関する経過措置）

- 3 第2条、第5条、第7条から第9条まで、第11条、第14条、第15条、第17条、第47条、第49条、第54条、第55条、第57条から第61条までに規定する各条例の規定により指定管理者の指定を受けた者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、施行日以後の当該各条例により設置された施設の利用等に係る利用料金について、これらの規定による改正後の各条例の規定

の例により、当該各条例の規定に基づく知事又は神奈川県教育委員会の承認を得ることができる。

附 則（平成31年 3 月22日条例第18号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 附則第 4 項及び附則第 5 項の規定 公布の日

（2）・（3） （略）

（利用料金に関する経過措置）

4 第 3 条、第 5 条から第16条まで、第18条、第44条、第46条、第47条、第49条及び第50条に規定する各条例の規定により指定管理者の指定を受けたものは、施行日前においても、施行日以後の当該各条例により設置された施設の利用に係る利用料金について、これらの規定による改正後の各条例の規定の例により、当該各条例の規定に基づく知事又は神奈川県教育委員会の承認を得ることができる。

5 第 3 条、第 5 条から第14条まで、第46条及び第50条に規定する各条例により設置された施設の利用に係る利用料金について前項の承認を得た場合においては、当該承認を得た日の翌日から施行日の前日までの間に同項の承認を得た期間に係る利用の申込みがあったときは、当該利用に係る利用料金は、同項の規定による知事又は神奈川県教育委員会の承認を得た額とする。

別表第 1（第12条関係）

施設利用料金の上限額

1 多目的ホール利用料金

区分	利用料金の額							
	平日				日曜日、土曜日及び休日			
	午前 9 時 から午後 9 時30分 まで	午前 9 時 から午後 零時30分 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 5 時 30分から 午後 9 時 30分まで	午前 9 時 から午後 9 時30分 まで	午前 9 時 から午後 零時30分 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 5 時 30分から 午後 9 時 30分まで
利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	42,960円	11,520円	15,610円	20,220円	47,770円	12,780円	17,290円	22,520円
利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	21,480円	5,760円	7,760円	10,160円	23,890円	6,390円	8,690円	11,210円

2 アートギャラリー利用料金

区分	1 日の利用料金の額	
	平日	日曜日、土曜日及び休日
利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	13,830円	15,400円
利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	6,910円	7,640円

3 レッスン室利用料金

利用料金の額			
午前9時から午後9時 30分まで	午前9時から午後零時 30分まで	午後1時から午後5時 まで	午後5時30分から午後 9時30分まで
5,440円	1,460円	1,990円	2,510円

4 研修室利用料金

利用料金の額		
2時間以内の場合	2時間を超える場合	
840円	最初の2時間につき 840円	最初の2時間を超える時間30分までごとにつき 210円

5 主催者控室利用料金

利用料金の額			
午前9時から午後9時 30分まで	午前9時から午後零時 30分まで	午後1時から午後5時 まで	午後5時30分から午後 9時30分まで
940円	210円	310円	420円

6 駐車場利用料金

利用料金の額		
1時間以内の場合	1時間を超える場合	
1台につき 310円	1台最初の1時間につき 310円	1台最初の1時間を超える時間30分までごとにつき 160円

備考 駐車場については、日曜日、土曜日及び休日並びに4月30日から5月2日まで、7月18日から8月31日まで以外の日に利用する者は、無料とする。

一部改正〔平成17年条例27号・21年92号・26年7号・31年18号〕

別表第2（第12条関係）

設備利用料金の上限額

種別	単位	利用料金の額
ホール照明セット	1回	4,260円
その他の照明設備	1台1回	1,320円
ホール音響セット	1回	4,260円
その他の音響設備	1台1回	1,320円
映像設備	同	1,320円
舞台設備	1台又は1組1回	1,800円
楽器	1台1回	3,190円
展示設備	1組1回	310円
持込器具使用電力料	持込器具の表示消費電力1キロワット1回	210円

備考 1 1回とは、一の利用日における継続的な利用をいう。

2 表示消費電力が1キロワットに満たないとき又はこれに1キロワット未満の端数の表示消費電力を生じたときは、その満たない表示消費電力又はその端数の表示消費電力を1キロワットとする。

3 持込器具を複数持ち込む場合は、各器具の表示消費電力を合計して持込器具使用電力料を計算する。

一部改正〔平成17年条例27号・21年92号・26年7号・31年18号〕